

平成 2 8 年 2 月 2 6 日

第 1 回 廿 日 市 市 議 会 追 加 議 案 說 明 書  
( 第 1 回 定 例 会 )

廿 日 市 市



(議案第68号)

廿日市市総合計画基本計画の策定について

(経営政策課)

1 提案の要旨

市政を総合的かつ計画的に運営するためのまちづくりの指針である総合計画において、基本構想の実現に向け、前期基本計画の施策方針を策定しようとするものである。

2 施策方針の内容

基本構想に掲げる方向性に基づいた重点施策を具現化するための方針を示すものである。

3 根拠法令

廿日市市総合計画の策定手続に関する条例

第4条 市長は、前条に規定する手続を経て、基本構想及び基本計画（施策方針に限る。）の策定又は変更（軽微な変更を除く。）をするときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、議会の議決を経なければならない。

